

## 防災会議における防災策策定の進捗状況について

副会長 中村 茂信

日本の国土を取り巻く自然環境は、大地震などの自然災害がいつ発生してもおかしくない、と言われており、また政治・経済の国際情勢からしてとんでもない人災が発生するかもしれない世相である。日本弁理士会としては、天災、人災を問わず、大災害が発生すれば、可能な限りの対応をとり、知的財産に関するサービスに齟齬無きを期さねばならない。

日本弁理士会防災会議は、本年度4月に発足したばかりであるが、防災の重要性に鑑み、災害対応のための準備、発生時の具体対応を策定し、かつ出来るだけ早く、いつでも対応出来るシステム作りに努めているところである。ことがらの性格上、走りながら考えるということが必要であり、会員及び関係者に少しでもご理解を頂くために、以下、防災会議で現在策定、準備を進めている内容について報告する。

### 緊急連絡網の整備

防災会議の目的の一つに、会員の緊急連絡網の整備があり、これについては、本年度4月防災会議発足の当初から取り組まれており、現在、

- \* 東京地域(関東地域+山梨県)は、東京の会員集中区が問題であったが、それなりにグループ数を多くし、全グループに災害時緊急連絡支援員(仮称)の選任を予定し、ペーパー上であるが連絡網全体が完成したところである。
- \* 近畿支部、東海支部については、それぞれの独自性、地域性を生かしつつ、構築が進められており、いずれも既に各支部から防災会議に報告されている。
- \* 4つの地区部会については、中国・四国部会、九州部会から防災会議に報告されており、東北・北海道、北陸部会も、県単位での連絡網を作成し、この度、防災会議に報告されたところである。

なお「災害時緊急連絡支援員」は災害発生時に、災害対策本部に協力して、その指示のもと、本部と被災地域会員との連絡活動を支援することを任務として設置されるものであり、その選任は、2支部、4地区部会についても同様に採用の方向で進めている。これが決まり次第、緊急連絡網全体が使用可能な状態となる。当面、施行と修正を必要としようが、より有用な組織に育て上げることが必要である。

### 災害発生時における対応

更に、防災会議の目的の一つに、災害時における被災会員に対する支援に関する事項の策定がある。

防災会議ではこれに関し、災害発生時における日本弁理士会の対応方法を検討し、次の事項をまとめ、ジャーナル等を通して会員にも広報している。

- \* 会員は災害に遭遇した場合、災害から逃れて生存が確認できたら、その後、可能な限り速やかに、日本弁理士会防災会議に会員の安否、災害状況、連絡先、避難先、連絡手段を通報すること。
- \* 公的機関から緊急事態の発令、警戒警報が発せられたとき、都市部において震度5以上、

またはマグニチュード6以上の大地震が起こるなど、会長または会長職執行者が必要と認めるときは、災害対策本部を設置する。

設置場所は日本弁理士会本部とする。ただし、同所に設置が不可能な場合には、日本弁理士会近畿支部、または東海支部、その他本部長が適当と認める地域に設置する。

災害対策本部では、情報収集に務め、被災会員と連絡を取り、会員緊急連絡網を確立し、緊急情報の提供や支援活動など行う。

\* 日本弁理士会防災会議または災害対策本部の情報収集：災害が発生した場合、直ちに次のような情報収集を行う。

被災会員の存在と安否の確認

被災状況（被害状況，交通・通信状況，二次災害など）の把握

被災会員の緊急救助（人命救助，医療援助，食料・住居救助）

被災会員への緊急連絡先の確立と維持

会員間の緊急連絡網の確立と利用

被災近隣会員や協力会員への協力要請

被災会員への緊急情報の提供

\* 会員からの情報提供（通報）：災害発生を知った会員は、災害情報を速やかに日本弁理士会防災会議または災害対策本部へ通報する。

\* 会員への災害発生の情報提供：災害発生と被災状態は、第一次確認後及びその後は、逐次FAX，MAIL，緊急連絡網を利用して会員に提供する。情報は少なくとも、次の事項を含む。

被災者（実名を伏せた）の被災状況（被災段階と被災者数）

災害対策本部が被災状況の問い合わせに応じる旨の記事

被災状況・被災会員の情報収集に協力して欲しい旨の記事

特許手続などに関する緊急措置などの情報

\* 被災地と日本弁理士会との緊急対応

東京が被災していない場合、日本弁理士会本部に災害対策本部を置く

東京が被災し、弁理士会館が使用可能な場合は、日本弁理士会本部に災害対策本部を置く

東京が被災し、弁理士会館が使用不可能な場合は、日本弁理士会近畿支部に災害対策本部を置く日本弁理士会事務局は、直ちに弁理士会館の緊急代替場所を確保する

\* 特許庁，裁判所，外国などの外部との協議

災害対策本部は、可能な限り、速やかに関係機関に関し、把握した被災状況を通報するとともに、手続期間延期などの特許業務に関する救急措置の要請を行う

上記事項及び救済措置は、速やかに会員に情報提供する

災害対策本部は、災害のために関係書類やデータを消失して受件事件を掌握できない状況に至った会員を取りまとめ、特許庁にその旨申し出る

以上の諸対応の多くについては、現在起案中の「防災会議細則（案）」「防災対策本部細則（案）」「災害時緊急連絡支援員規程（案）」に折り込み済みであり、これらについては、今後、試行，見直しを繰り返しながら、適正なシステムを構築してゆく予定である。